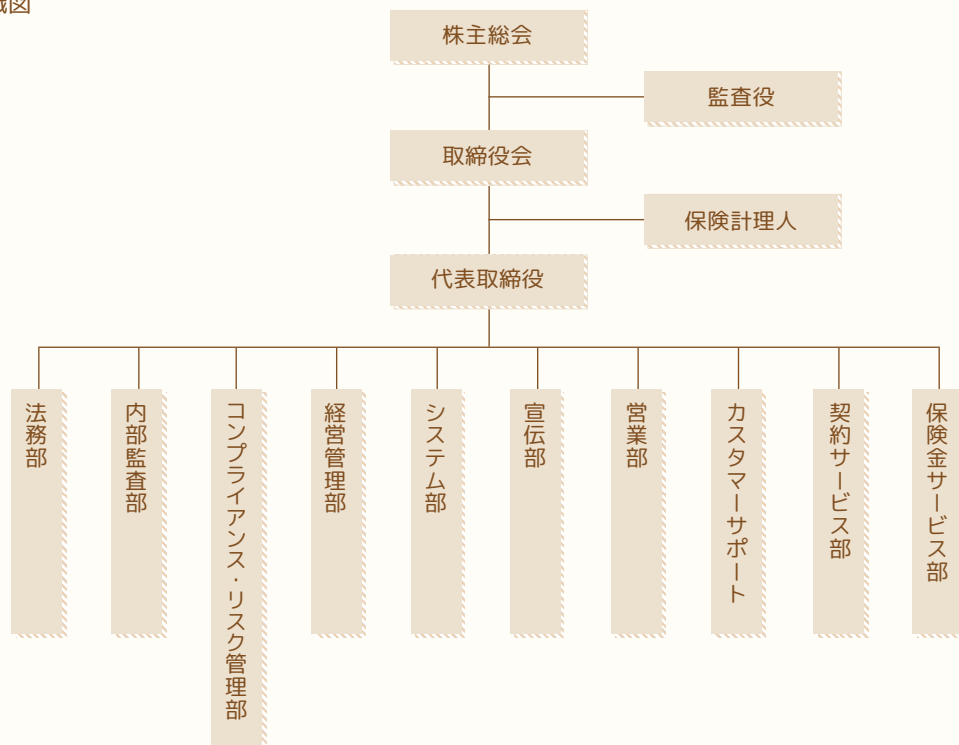




I 会社の概要および組織

1. 経営の組織

(1) 組織図



(2) 所在地

<本店> 広島県福山市三吉町南一丁目15番18号
<本社> 広島県福山市船町7-25 ケイエスビル4階

2. 株主・株式の状況 2025年3月末時点

- (1) 株式数 2645株（発行済み株式）
- (2) 当期末株主数 1名
- (3) 主要な株主の状況

氏名または名称	所有株式数	発行済み株式総数に対する 所有株式数の割合
アイフル株式会社	2,645株	100.0%
計	2,645株	

3. 役員の状況

氏名	地位及び担当
中西 巖	代表取締役社長（常勤）
阿部 育生	代表取締役専務（常勤）
土岡 伸三	取締役（常勤）
細井 純也	取締役（常勤）
福田 光秀	取締役（非常勤）
堂本 顕考	取締役（非常勤）
福田 芳秀	監査役（非常勤）



Ⅱ 主な業務の内容

1. 主要な事業内容

私たちは、「ペット保険」を通して、人と動物を結ぶ「絆」として機能し、未来にわたる人と動物の真の共生を目指しています。

ペット保険とは、ペットが動物病院で医療サービスを受けたときに、人間の健康保険のように、飼い主の支払う費用が一部割引されたり（割引型）、または後日一部費用が戻ってくる（給付型）ことによって飼い主の負担を軽くするサービスです。

当社は、既にペットとして犬や猫を飼育している飼い主向けの犬猫一年間傷病補償保険および犬猫医療保険並びに入院・手術補償ペット保険と、ペットショップで新規に家庭用のペットとして飼育することを目的に犬・猫の購入をした飼い主向けの犬猫購入時傷病保険の4つの商品を展開しています。

商品概要

犬猫一年間傷病補償保険

【フリーペットほけん】

一般家庭用ペット向け商品

■保険期間：1年間

■支払割合：70%または50%となります。

■支払限度額、限度日（回）数

治療区分	限度日(回)数	1日(回)あたりの支払限度額
通院	30日	12,500円
入院	3入院	125,000円
手術	1回	100,000円

※1入院とは、入院から退院までをいいます。

犬猫医療保険

【ペットほけんフィット、ペットほけんフィット価格.com保険限定プラン、ペットほけんマックス】

一般家庭用ペット向け商品

■保険期間：1年間

■支払割合：90%または70%または50%となります。

■支払限度額、限度回数

ペットほけんフィット

治療区分	年間支払限度額	限度回数	1回あたりの支払限度額
通院	1,000,000円	制限なし	制限なし
入院			
手術			

ペットほけんフィット価格.com保険限定プラン

治療区分	年間支払限度額	限度回数	1回あたりの支払限度額
通院	1,500,000円	制限なし	制限なし
入院			
手術			

ペットほけんマックス

治療区分	年間支払限度額	限度回数	1回あたりの支払限度額
通院	600,000円	制限なし	制限なし
入院	600,000円		
手術	600,000円		

※1入院とは、入院から退院までをいいます。

入院・手術補償ペット保険 【入院・手術ペット保険スーパー、フリーペットほけんミニ】

一般家庭用ペット向け商品

- 保険期間：1年間
- 支払割合：90%または70%
または50%となります。

■支払限度額、限度回数

入院・手術ペット保険スーパー

治療区分	限度回数	1回あたりの支払限度額
入院	3入院	125,000円
手術	3回	600,000円

フリーペットほけんミニ

治療区分	限度回数	1回あたりの支払限度額
入院	2入院	125,000円
手術	2回	600,000円

※1入院とは、入院から退院までをいいます。

犬猫購入時傷病保険 【ファーストほけん】

限定商品（ペットショップ・ブリーダー）

- 保険期間：30日間、60日間、180日間、1年間
- 支払割合：補償開始日より30日間は100%、残りの期間は70%または50%となります。
- 支払限度額、限度日（回）数

100%補償期間			50%・70%補償期間					
保険期間に関わらず共通			保険期間1年間の場合			保険期間1年間以外の場合		
治療区分	限度日(回)数	1日(回)あたりの支払限度額	治療区分	限度日(回)数	1日(回)あたりの支払限度額	治療区分	限度日(回)数	1日(回)あたりの支払限度額
通院	10日	25,000円	通院	20日	12,500円	通院	10日	12,500円
入院	1入院	250,000円	入院	2入院	125,000円	入院	1入院	125,000円
手術	1回	200,000円	手術	1回	100,000円	手術	1回	100,000円

※1入院とは、入院から退院までをいいます。

※50%・70%補償期間については、加入保険の保険期間によって支払限度額、限度日（回）数に場合分けが発生しますのでご注意ください。

※上記は各商品の概要になります。詳しくは各商品のパンフレットまたは当社ホームページをご覧ください。

2. 保険の募集について

(1) 保険の募集方法

当社の保険商品の募集方法は、当社募集代理店である提携ペットショップおよびブリーダーにおいてお客さまが生体を購入される際にペット保険を販売する対面募集が中心となっています。

この他にも、インターネットによる販売にも積極的に取り組んでいます。

(2) 募集代理店の設置・少額短期保険募集人の教育・指導

募集代理店委託時の適格性の審査については、代理店監査方針、保険募集管理規定を作成し、募集代理店の適切な設置を行います。

少額短期保険募集人については、日本少額短期保険協会発行の「少額短期保険募集人教育テキスト」に基づいて研修を実施したうえで、同協会実施の「少額短期保険募集人試験」の合格者を当社の少額短期保険募集人とします。

さらに、少額短期保険募集人に対し、保険募集ガイド等の研修資料を配付し、教育・指導に努めています。

(3) 勧誘方針

当社は、少額短期保険商品(以下「保険商品」という。)の販売に際して、各種法令等を遵守し、次の方針にもとづき、適正な勧誘を行います。

1. 保険商品の販売に際しては、保険法、保険業法、金融サービスの提供に関する法律、その他の関係法令等を遵守し、適正な販売を行って参ります。なお、販売に際しましては、お客様にご理解いただけるような説明を行うよう常に努力して参ります。
2. お客様の商品に関する知識、経験、財産の状況および契約を締結する目的を総合的に勘案し、お客さまの意向と実情に適合した説明を行うよう心掛けて参ります。
3. お客様と直接対面しない販売を行う場合においては、説明方法等を工夫し、お客様にご理解いただけるよう常に努力して参ります。
4. 保険金の不正取得を防止する観点から、適正な販売を行うよう常に努力して参ります。
5. 万が一保険事故が発生した場合、事故の解決と保険金のお支払いについて迅速かつ的確に行なわれるよう常に努力して参ります。
6. お客様にご迷惑をおかけする時間帯や場所、方法で勧誘はいたしません。
7. お客様の様々なご意見等の収集に努め、それを今後の販売業務に反映していくよう常に努力して参ります。
8. お客様のプライバシーの保護を徹底し、お客様に関する情報は業務上の必要な範囲で使用し、厳重な管理を行います。

3. 保険金の支払いについて

動物病院で、治療費の全額を一旦お支払いいただいたのち、当社まで保険金をご請求ください。

後日、お支払い対象の保険金をご指定の口座に振り込みます。

(1) 保険金請求の流れ

① 動物病院受診時にご準備いただくもの

動物病院で治療費を支払われた際、治療費の支払いを証明する【診療費明細書】または【明細付き領収書】のいずれか（以下、【診療費明細書】等）を必ずお受け取りください。【診療費明細書】等には、以下の6項目が必要となります。必要な6項目が記載されていない場合等には、空きスペースに記載のない項目を動物病院で追記・捺印してもらってください。なお、動物病院が【診療費明細書】等を発行していない場合は、FPC専用【保険金請求書】をご持参いただき、動物病院で記入してもらってください。

※FPC専用【保険金請求書】を使用する場合、1回の診療につき1枚必要となります。複数回の治療の際はコピーを取ってご使用ください。

診療費明細書			
① 福山 太郎 様		④ 診療日 2020/02/22	
② コロちゃん		発行日 2020/02/22	
③ 診断名 胃腸炎			
⑤ 診療項目(内容)	単価	数量	金額
再診料	¥500	1	¥500
糞便検査	¥1,000	1	¥1,000
内服薬	¥1,500	1	¥1,500
小 計			¥3,000
消費税			¥300
請求合計			¥3,300
⑥ ○○○動物病院 東京都○○市○○町○○-○○ TEL.00-0000-0000			

記載が必要な 6 項目

- ① 契約者または被保険者（飼主）名
- ② ペット名
- ③ 診断名または症状等
- ④ 診療日
- ⑤ 診療項目および項目毎の料金と合計額
- ⑥ 動物病院情報（病院名、TEL、住所）

※上記 6 項目が不足している場合は、動物病院で追記・捺印してもらってください。

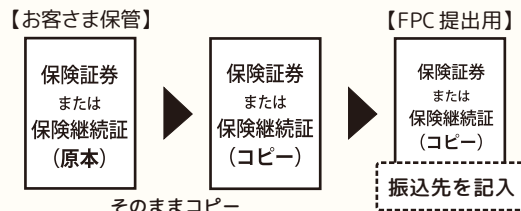
③ 診断名または症状等の記載漏れが大変多くなっております。ご送付の際は、今一度、記載漏れがないかご確認ください。

②『保険証券』または『保険継続証』をコピーし、最下部の保険金振込先記入欄に振込先を記入してください。

※『保険継続証』は、保険証券同様、保険金の請求の際にご使用いただけます。

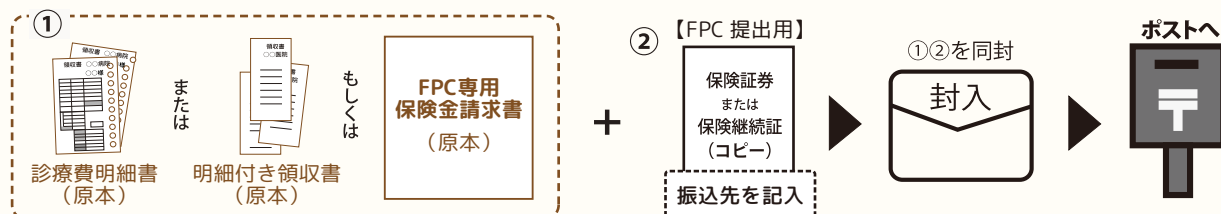
※ご提出いただくのは、振込先記入済みのコピーになります。

原本は、お客様の元で保管してください。



③ 書類を送付

①で受け取られた【診療費明細書】等（原本）、もしくはFPC専用【保険金請求書】に加えて、②で作成した【保険証券または保険継続証のコピー】を1部同封し、FPC保険金請求係まで郵送してください。



スマートフォンアプリ「アニカル」での保険金請求にも対応しています

保険金請求アプリ「アニカル(※1)」は、診療明細書や保険証券の書面送付は不要(※2)で、スマホで簡単に保険金を請求できるアプリです。利用方法等については、右の二次元バーコードからWebにアクセス(※3)の上、ご確認ください。



※1 「アニカル」は、株式会社アニマライフが提供する保険金請求アプリです。※2 ご請求内容によっては、原本（書面）の提出が必要となる場合がございます。※3 リンク先は株式会社アニマライフのWebサイトとなります。

(2) 保険金支払の体制

- ① 給付金等の支払いが保険会社としての根幹業務であることの認識のもとに、公平性・健全性に留意した適切な支払いを行うための管理体制を構築し契約者等の利益の確保および保険会社の健全な運営の確保を図ります。
- ② 保険金支払査定担当者の教育・研修を継続し、一層の支払査定レベルの向上と専門性維持を図ります。
- ③ 支払基準については、必要に応じて弁護士の見解を求め、リーガルチェック等を通して、適正な基準を策定し、また必要な改善を行います。
- ④ 獣医学上の専門性が必要な査定については、獣医師と相談の上支払査定を実施します。

(3) 適正な保険金支払い

以下の点を機能させ、適正な保険金支払体制を強化していきます。

- ・ わかりやすい募集時資料の作成
- ・ 少額短期保険募集人によるお客さまへの適正な説明の徹底
- ・ お客さまからの相談・問い合わせに対するわかりやすい説明
- ・ 保険金支払査定プロセスにおける日常のチェック体制
- ・ 更新案内時や保険金請求書類送付案内時の情報提供や注意の喚起
- ・ 内部監査体制
- ・ (社)日本少額短期保険協会が運営する支払時情報交換制度の利用